

# 一般社団法人日本舞踏教師協会の組織等に関する規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規制は、一般社団法人日本舞踏教師協会（以下「協会」という。）の組織等について定めることを目的とする。

### (事業等)

第2条 協会の事業として次の事業を行う。

- (1) JATD プロダンス教師認定試験及び JATD プロダンス教師昇級試験
- (2) 研修会
- (3) 模範舞踏会
- (4) プロダンス教師の育成と技術向上のための講習等
- (5) JATD ダンス指導員資格認定試験の実施と技術向上のための講習等
- (6) 社交ダンス技能検定の実施と技術向上のための講習等
- (7) ウェルフェアダンスインストラクター認定試験の実施と技術向上のための講習等
- (8) ダンス教授所の開設に伴う指導や認定ダンス教授所の認定
- (9) その他定款に定めるところの事業

## 第2章 組織等

### (役員等)

第3条 当法人には理事3名以上35名以内、監事1名以上3名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 代表理事以外に理事会の推薦に基づき、会長が任命する業務執行理事を2名置き、業務執行理事をもって副会長とする。

4 副会長は会長を補佐し、業務を遂行する。

5 代表理事及び業務執行理事においては、同業他法人団体の代表職にある者はその任に就けない。

6 理事の候補になろうとする者は、理事会の推薦に基づき、会長が指名する。

### (理事会)

第4条 社員総会の下に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (局、部、課及び委員会)

第5条 協会の目的達成のため、理事会の下に次の局、部、課及び委員会を置く。

- (1) 事務局
  - 事務部
  - 経理部
- (2) 総務局
  - 総務部
  - 倫理委員会
  - 広報渉外部
- (3) 技術局
  - 技術部
- (4) 事業局
  - 事業部
  - 出版部
- (5) 資格認定局
  - プロダンス教師試験審査委員会
  - 審査員管理課、プロダンス教師認定講習講師管理課、考査管理課、考査問題作成管理課、採点管理課
  - JATD ダンス指導員資格認定委員会
  - 社交ダンス技能検定実行委員会
  - ウェルフェアダンス普及委員会

#### (局長、部長、課長及び委員長)

第6条 各局、部、課、及び委員会（以下「各局等」という。）にそれぞれ、局長、部長、課長、委員長（以下「局長等」という。）を置く。

- 2 局長等は、理事会の推薦に基づき、会長が任命する。
- 3 局長等の任期は2年とし再任を妨げない。

#### (管区)

第7条 協会の全国的な展開のため管区を置く。

- 2 管区及び支部会員規定については別途定める。

#### (支部)

第8条 協会の全国的な展開のため支部を置く。

- 2 支部のエリア毎に各管区に所属するものとする。
- 3 管区及び支部会員規定については別途定める。

#### (担当業務)

第9条 各局等の業務は次の通りとする。

##### 1 事務局

- (1) 事務部は協会の運営に関する事務に関する一切の業務を行う。

(2) 経理部は協会の経理に関する一切の業務を行う。

## 2 総務局

(1) 総務部は協会の事務、記録その他の局に属さない一切の業務を行う。

(2) 倫理委員会は協会の業務に対する一切の苦情の処理業務を行う。

(3) 広報渉外部は協会の周知宣伝活動、および広報誌、季刊誌の作成を行う。

## 3 技術局

(1) 技術部は社交舞踏技術向上に関する一切の業務を行う。

## 4 事業局

(1) 事業部は協会の運営に必要な事業の考案並びに遂行に関する業務を行う。

(2) 出版部は教本の出版に関する一切の業務を行う。

## 5 資格認定局

(1) プロダンス教師試験審査委員会はプロダンス教師試験に関する一切の業務を行う。

イ) 審査員管理課は資格考査に於ける審査員の管理及び人選、派遣等の業務を行う。

ロ) プロダンス教師認定試験講師管理課は認定試験を担当する講師の管理及び人選、派遣等の業務及び講習管理官の選任を行う。

ハ) 考査管理課は認定試験、昇級試験を適正かつ円滑に行うための管理業務及び考査管理官の選任を行う。

ニ) 考査問題作成管理課は認定試験における考査問題、講習用テキスト、また昇級試験の考査問題を作成する業務を行う。

ホ) 採点管理課は筆記考査の採点を行い、実技、筆記、面接の各採点結果を資格認定局局長に提出する業務を行う。

(2) JATD ダンス指導員資格認定委員会は JATD ダンス指導員の認定試験および指導員の管理等、指導員に関する一切の業務を行う。

(3) 社交ダンス技能検定実行委員会は社交ダンス技能検定試験に関する一切の業務を行う。

(4) ウェルフェア・ダンス普及委員会は車椅子ダンス、ブラインドダンス、手話ダンス等、福祉活動一切の事項を行う。

## 第3章 試験等

### (試験等の種別)

第10条 協会の行うダンスに関する試験等の種別は次の通りとする。

(1) JATD プロダンス教師認定試験

(2) JATD プロダンス教師昇級試験

(2) JATD ダンス指導員資格試験

(3) JATD ダンス指導員昇級試験

(4) 社交ダンス技能検定に伴う検定試験

(5) ウェルフェアダンスインストラクター認定試験

2 各種試験については、別途実施細則で定める。

### (技術認定級)

第11条 協会の認定する技術認定級の種別は次の通りとする。

(1) JATD プロダンス教師

協会で認定するプロダンス教師の技術認定級は、アソシエイト JATD 級、メンバー JATD 級、ライセンシエイト JATD 級、フェロー JATD 級及びエグザミネーター JATD 級とする。

(2) JATD ダンス指導員

協会で認定する JATD ダンス指導員の技術認定級は、5 級 JATD ダンス指導員から 1 級 JATD ダンス指導員の 5 階級とする。

(3) JATD ウェルフェアダンスインストラクター

協会で認定するウェルフェアダンスインストラクターの技術認定級は、3 級インストラクターから 1 級インストラクターの 3 階級とする。

### (考査審査員)

第12条 当協会発展のため、協会の施行するプロダンス教師認定試験、昇級試験等の審査を担当する。

2 考査審査員は、エグザミネーター JATD の資格を有する者で審査員管理課が選任し、会長が任命する。また解任の場合も同様とする。

3 ダンス指導員資格認定試験の審査員は、第15条第1項、第2項の規定に基づいて選任し、資格認定局の承認を経て、会長がこれを任命する。また解任の場合も同様とする。

4 ウェルフェアダンスインストラクター認定試験の審査員は、ウェルフェアダンスインストラクター1級の資格を有する者で、理事会及び資格認定局の承認を経て、会長がこれを任命する。また解任の場合も同様とする。

### (JATD ダンス指導員資格審査員)

第13条 第15条 当協会発展のため、JATD ダンス指導員資格審査員を置く。

2 JATD ダンス指導員資格審査員は理事会及び指導員資格認定委員会でこれを推薦する。審査員登録に係る手続きと費用は、理事会で別にこれを定める。

## 第4章 会員等

### (職員)

第14条 協会の運営に関する経理、事務業務を行うために職員を置く。

2 職員は、理事会の承認を経て、会長がこれを任免する。

3 職員の給与等は、理事会の承認を経て、会長が定める。

### (会員)

第15条 正会員及び賛助会員は次の通りとする。

(1) 正会員 当法人の目的および事業に賛同して入会した JATD プロダンス教師資格を有する者。

- (2) 賛助会員 当法人の目的および事業に賛同して入会した JATD プロダンス教師資格を有さざる者。

#### (入会)

- 第16条 協会に入会しようとする者は、理事会に協会所定の書類を出し承認を得なければならない。
- 2 入会後に提出書類等に記載された事項に変更が生じた時は直ちに変更届を事務局に提出しなければならない。
- 3 定款第7条に於ける扱いについて、入会金・会費はそれぞれ事務処理費・年額会費として納めることとする。但し、年会費に於いては入会月から年度末までの月割りにて納め、入会月のおおよそ20日を過ぎての入会は翌月分から年度末までの月割りした金額を納めるものとする。
- 4 当法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、正会員2名の推薦を得て申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

#### (会員証等)

- 第17条 正会員及び賛助会員には、身分を証明する会員証及び会員徽章を授与する。
- 2 会員徽章は、実費を徴収する。
- 3 正会員及び賛助会員は、協会の公式行事には会員徽章を着用しなければならない。

#### (登録の更新)

- 第18条 正会員及び賛助会員は登録更新申請書により、5年毎の登録の更新を受けなければならない。

#### (雑則)

- 第19条 その他、細則及び規程は別途これを定める。

付 則

この規約は平成30年8月9日から施行する。